

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課																	
件 名	乳がん検診業務																	
契 約 内 容	健康増進法第4条に基づく地方自治体が実施すべき健康推進事業（乳がん検診）																	
契 約 期 間	令和2年5月1日～令和3年3月31日																	
契 約 締 結 日	令和2年5月1日																	
契 約 相 手 方	総合犬山中央病院・ふなびきクリニック・あいちせぼね病院																	
契 約 金 額	8,107円 8,107円×1,100人=8,917,700円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	検診等を受診する際に、多くの市民は地元の病院や診療所を利用しており、市内で乳がん検診を実施できる医療機関であるため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 高齢者支援課	
件 名	介護保険料納入通知書（普通徴収仮算定）の封入封緘業務委託	
契 約 内 容	介護保険料納入通知書（普通徴収仮算定）の送付における封入封緘業務	
契 約 期 間	令和2年4月7日～令和2年4月10日	
契 約 締 結 日	令和2年4月2日	
契 約 相 手 方	小林クリエイト株式会社 名古屋第二営業部	
契 約 金 額	154,000円（1,400通）	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="radio"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="radio"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="radio"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="radio"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="radio"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="radio"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="radio"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	令和元年度中に帳票の印刷発注を依頼している業者であり、介護保険料納入通知書と納付書のOMR読み取りにおけるマッチング作業に対応できる業者の選任が困難であり、かつ封入封緘時に起こりうる帳票の汚損破損に対して、印刷請負業者である小林クリエイト株式会社でのみ再印刷等の対応が可能であることから、指名競争入札には適さないため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 高齢者支援課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部高齢者支援課	
件 名	犬山市福祉活動センター敷地草刈等業務委託	
契 約 内 容	犬山市福祉活動センター敷地の機会等による除草作業	
契 約 期 間	令和2年6月1日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年6月1日	
契 約 相 手 方	社会福祉法人犬山福祉会	
契 約 金 額	200,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	事業者が業務履行場所を賃借して使用している関係で価格競争によるよりも有利な条件で契約締結できるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部高齢者支援課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部高齢者支援課																									
件 名	犬山市老人福祉推進事業委託																									
契 約 内 容	犬山市内に居住する概ね60歳以上の者を対象に、老人福祉の推進のためクラブ活動を運営し、各クラブの大会や発表会等を開催する																									
契 約 期 間	令和2年6月1日～令和3年3月31日																									
契 約 締 結 日	令和2年6月1日																									
契 約 相 手 方	犬山市老人クラブ連合会																									
契 約 金 額	850,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本事業は高齢者を対象とした高齢者の生きがいに寄与することを目的とする事業であり、高齢者によって組織されている老人クラブ連合会が企画運営することで、地域の高齢者同士がお互いに支え合う環境の整備がなされ、高齢者同士の連帯感を高めることにつながるため。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部高齢者支援課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	健康福祉部 保険年金課	
件 名	令和2年度特定健康診査データ分析及び受診勧奨業務に関する業務委託	
契 約 内 容	過去3年分（平成29年度、平成30年度、令和元年度）の特定健康診査の受診履歴・結果・問診票のデータをてい過去の特定健診受診データを元にした機械学習によって独自に開発した人工知能を用いて、そのデータを分析し、以下の業務の実施を通して効率的・効果的な受診勧奨を実現するための分析を行い、勧奨通知を作成。	
契 約 期 間	令和2年6月5日～令和3年3月31日	
契 約 締 結 日	令和2年6月5日	
契 約 相 手 方	株式会社キャンサーズキャン	
契 約 金 額	4,989,050円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	厚生労働省が発行し、全国1,741市町村が特定健康診査の受診率向上の参考としている「受診率向上施策ハンドブック」の企画、制作に携わる等、国にも手法や実績が認められています。個人情報保護のセキュリティについても、総合行政ネットワーク上でLGWAN ASPサービス「データ転送システム」を利用して分析、解析等に必要なデータを安全・安心・迅速に送受信することができる。あわせて、プライバシーマークとISMSを取得しており、リスク管理、運用体制が整備されており、この人工知能を活用した手法は、株式会社キャンサーズキャンが既に特許を取得しており、唯一無二のものであるため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 保険年金課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	福祉課																									
件 名	新型コロナウイルス感染症対策外出自粛後安否確認等支援事業委託																									
契 約 内 容	新型コロナウイルス感染拡大防止のため外出やサービスの利用を控えている在宅の避難行動要支援者及び75歳以上の高齢者は、気力、体力共に低下している恐れがあり現在の体調等が心配される。そのため安否等の確認を行うと共に、近年豪雨や地震による災害が全国的に発生しており、大災害により避難所への避難が必要になった時、避難に困らないように課題等の把握を行い、必要な支援や対策に繋げる。																									
契 約 期 間	令和2年6月10日～令和2年10月30日																									
契 約 締 結 日	令和2年6月10日																									
契 約 相 手 方	各地区（犬山北・犬山南・城東・羽黒・楽田・池野）民生委員児童委員協議会																									
契 約 金 額	1,334,800円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	地区の民生委員児童委員協議会は民生委員法第20条により、設置が義務付けられている団体である。 民生委員児童委員は必ず各地区の民生委員児童委員協議会に所属し活動を行っているため、当該業務は各地区（犬山北・犬山南・城東・羽黒・楽田・池野）民生委員児童委員協議会にしか業務委託できない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約を締結するものである。																									
その他特記事項	特になし																									

※ 本件についてのお問い合わせ先 福祉課